

登録商標「南京町」商標権侵害損害賠償請求事件：大阪地裁平成
24(ワ)1855・平成26年3月6日(21民部)判決<請求棄却>

【キーワード】

商標の類似(外観・称呼・観念・誤認混同)、町名(標章文字書体か特殊文字体か)、自他商品の識別機能

【事 実】

1 訴訟物

(1) 本件は、原告が、被告に対し、①原告の後記商標権を被告が侵害したとの不法行為(民法709条)②被告が、原告商標を含む商標「南京町」を組合規約ないしその他の合意に反して使用した債務不履行のいずれかに基づき、原告に生じた損害の賠償及びこれに対する請求の日(訴状送達日)の翌日から債務不履行に基づく請求に関し、商事法定利率である年6分(不法行為に基づく請求に関しては年5分)の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 原告は、訴え提起時には、②の請求につき、被告が原告の組合員であることを前提として、被告が、原告の規約(商店街振興組合法(以下「組合法」という。))43条に基づくもの)及びその委任にもとづいて定められた商標の使用規程に違反して、「南京町」の標章を使用した債務不履行があると主張し(以下「組合契約に基づく請求」という。)、これに基づく損害賠償請求をしていた。

原告は、上記商標権侵害に基づく請求及び組合契約に基づく請求を前提として人証の取り調べが実施された後の平成25年12月16日の本件口頭弁論期日(弁論終結日)において、被告が原告の組合員であった旨の主張を撤回し、新たに、「被告は、組合員らしく振る舞った者であるから、原告の規約等に拘束される」旨の主張(以下「組合契約以外の法律関係に基づく請求」という。)を追加した。

(3) 原告の上記(2)の各請求の関係は、単に権利を発生させる請求原因が異なるにとどまるものではなく、訴訟物自体が異なるものと理解せざるを得ない。原告は、前記期日において、組合契約に基づく請求に係る訴えを取り下げる旨の陳述をせず、被告も、それぞれについて請求があることを前提とする弁論をした。したがって、訴えの追加的変更により、上記(2)の請求の関係では、組合契約に基づく請求と、組合契約以外の法律関係に基づく請求の双方が存在すると理解するのが相当である。

以下、上記の理解を前提に、説示する。

2 前提事実(争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実)

(1) 当事者(甲1, 2)

ア 原告(南京町商店街振興組合)は、組合法に基づいて設立された、組合員

の取扱品の販売に関する共同事業等を目的とする法人である。

その地区（組合法6条）は、神戸市中央区元町通1丁目1番1号等、栄町通1丁目2番1号等となっている。

イ 被告は、食料品の製造等を目的とする株式会社である。

(2) 原告の商標権

ア 原告は、次の登録商標（以下「原告商標」といい、登録にかかる権利を「原告商標権」という。）の商標権者である。

登録番号 第5193188号

出願年月日 平成20年3月12日

登録年月日 同年12月26日

指定商品及び役務の区分 第30類 第43類

指定商品及び役務

茶、氷、菓子及びパン、調味料、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、肉まんじゅう、ハンバーガー、べんとう、即席菓子のもと、飲食物の提供
商標

南京町

イ 原告はまた、他の指定商品及び指定役務について、本件商標と同じ標章からなる商標権（登録番号第4020808号及び同5428267号。以下「原告関連商標」という。）の商標権者である。

(3) 被告による被告標章の使用（争いが無い）

ア 被告（神戸瑞穂本舗株式会社）は、別紙被告標章目録1から6までの各標章（以下総称して「被告標章」といい、個別の標章は「被告標章1」などという。）を、被告の販売する冷麺（以下「被告商品」という。）の包装、他人（生協等）が制作する広告などにおける商品名の表示として使用している。

被告商品は、原告商標の指定商品に該当する。

イ 被告はまた、次の登録商標（以下「被告登録商標」という。）の商標権者である。

登録番号 第5167278号

商標 「神戸瑞穂本舗の神戸中華街 南京町ラーメン」（標準文字）

出願年月日 平成20年6月17日

登録年月日 同年9月19日

指定商品及び役務の区分 第30類

指定商品及び役務

「中華そばのめん、中華そばのつゆ、調理済み中華そば」

3 争点

(1) 被告標章の使用が原告商標権を侵害するか

- (2) 被告が、原告の組合員であって、原告の組合契約上の義務に違反した債務不履行があるか（組合契約に基づく請求）
- (3) 被告に、組合員に類する地位があるものとして、原告の組合契約上の義務に違反した債務不履行があるか（組合契約以外の法律関係に基づく請求）
- (4) 被告標章の使用に関し、被告に先使用が認められるか。
- (5) 原告の被った損害額

【判 断】

1 組合契約に基づく請求及び組合契約以外の法律関係に基づく請求について

本件においては、前記第2の1記載のとおり訴訟物を把握すべきところ、①組合契約に基づく請求については、被告が、原告の組合員であるとの基本的な請求原因事実の主張が撤回されたものであるから、その余の点を考慮するまでもなく、それ自体失当に帰する。また、②組合契約以外の法律関係に基づく請求については、組合契約以外に、原被告間に何らかの法律関係が成立したことを基礎づける事実の主張を欠く（組合員らしく振る舞ったことによってそのような法律関係が生ずる根拠はない。）上、その法律関係に基づいていかなる具体的な権利義務が発生したのかも不明と言わざるを得ないから、やはり主張自体失当である。そうすると、原告の、組合契約に基づく請求も、組合契約類似の関係に基づく請求のいずれも、その余の点を検討するまでもなく、理由のないことが明らかである。

したがって、以下では原告の請求のうち、商標権侵害に基づく請求について判断する。

2 商標権侵害に基づく請求について

(1) 背景事情

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によると、次の事実を認めることができる。

ア 原告商標の権利化の経緯等

原告は、平成6年3月11日、指定商品を第41類の「娯楽施設の提供、演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営」として、原告商標と同様の構成の商標を商標登録出願し、平成9年7月4日、その登録を得ていたが（甲13, 14）、その後の平成20年3月12日に、前提事実記載のとおり、原告商標を出願し、同年12月26日、その登録を経た（甲11, 12）。

イ 原告組合員に対する原告商標等の使用規制の経緯

原告は、平成21年8月28日に開催された原告の通常総会において、原告の定款上の目的に、「地区のブランド的価値の向上に必要な事業」を加入し、また、原告の組合員資格につき、「組合の地区内において土地又は家屋に権利を有する者」とされていた規定を削除するなどの定款変更を決議し、あわせて、本件規約を制定した。本件規約には、組合の事業として、理事会の議決を経て、組合員が統一的なルールをもって使用すべき商標を指定する

ことなどの定めがあったが、反面、規約上、具体的な商標の特定はされていなかった（甲19）。

原告は、平成21年9月25日開催の原告の理事会において、登録された原告商標のほか、標準文字を含めた商標「南京町」について、使用規制の対象とする旨の本件規約を定め、平成22年4月15日、組合員及び組合員以外の者に対する説明会を開催して、その旨の周知をした（甲21、22の1・2）。

(2) 原告商標について

ア 外観及び称呼

原告商標は、「南京町」の各漢字を、ほぼ同じ大きさの毛筆調の字で組み合わせ構成されたものである。「町」の字の傍の部分が「𠂔」の書体となっている。

また、下記観念をもとに、「なんきんまち」の称呼を生ずる。

イ 観念

(ア) 原告商標は、「南京」と「町」を組み合わせたものであるところ、「南京」は中華人民共和国江蘇省に所在する都市の名称であり、転じて中国由来の物品を指すことがあり、また、「町」は、人家の密集している所を道路で分けた一区域の称、商店の建ち並んだ繁華な土地（「広辞苑」第6版）を意味する語である。

したがって、「南京町」との語で、中国にゆかりのあるいわゆる中国人街（中華街、チャイナタウン）との観念を生じ、「南京町」の語意を「中国人街」とする辞書（大辞林）も存在する（乙7）。

(イ) 証拠（甲34、54、乙2）によれば、「南京町」という呼び名は、江戸時代、長崎にやってきた中国人を「南京さん」と呼んだことに始まること、明治の初めころ、横浜、神戸において、中国人が集まって住む一角が形成され、南京町と呼ばれるようになったこと、その後、横浜においては、中華街と名前を変更したが、神戸は南京町と称したこと、大正15年には、南京町50周年記念を催したが、戦後の混乱期に衰退したこと、昭和52年に、「南京町商店街振興組合」である原告が設立されたこと、以上の事実が認められる。

したがって、現在、特に関西一円では、「南京町」の語から、「神戸の中国人街」、具体的には、神戸市中央区の元町通と栄町通の区域が観念されるということが出来る。

(3) 原告商標の識別力

ア 原告は、被告標章と原告商標とが類似であることの前提として、原告商標の書体に格別の意味はなく、標準文字で表現される「南京町」も、原告を指すものとして自他識別力がある旨を主張する。

しかしながら、前記(1)によると、原告商標のロゴデザイン（字体）を捨象して、標準文字「南京町」としてみた場合には、単に神戸市中央区の元町

通と栄町通の区域（いわゆる中華街）を指称するものとして、原告設立以前から長年にわたって使用されてきた一般的な名称であるといわざるを得ず、自他識別標識として機能するということはできない（商標法3条1項3号、4号に該当し、登録要件を欠くことに帰する。）。

そうすると、原告商標は、特徴的な字体を含む外観を一体としてみた場合にのみ出所識別標識として機能するものであり、その範囲でのみ商標権としての効力を有するというべきである。

イ また、原告は、組合法に基づいて設立された、商店街の振興等を目的とする法人であるところ、原告自身は、原告商標の指定商品等を製造販売等する事業者ではなく、中央区の元町通と栄町通の区域に所在する事業者すべてが原告の組合員であるといった事情も認められない。むしろ、証拠（原告代表者本人）によると、原告の定款上の地区内には約140店の店舗があるが、うち、原告に加入するのは81店舗にすぎない。

さらに、証拠（甲69ないし76）のほか、本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても、原告商標の指定商品の需要者として想定される一般消費者において、「南京町」の語自体が原告を指すものとして、周知性を獲得したとは認められない。原告が、その定款上の地区の復興、環境整備等に尽力したことをもって、そのような周知性の獲得の根拠とすることもできない。

したがって、原告の主張する事情を考慮しても、「南京町」の語自体は一定の区域を指称する一般的な名称であり、原告商標の識別力は、特徴的な字体を含む外観にあるとの前記アの判断は左右されない。

ウ 原告は、上記(2)イ(イ)に関して、他の商店街振興組合が有する、標準文字に近い「黒門市場」、「錦市場」、「近江町市場」が、自他識別標識として機能することを前提に特許庁において商標権として認められていることを主張するが（甲35ないし40参照）、「市場」については、卸売がされる場所、あるいは小売店の集合としての意味を有するのに対し、「町」は、前述のとおり、市街地の一区域等を表すのであって、単純に同視することはできないし、当該商標の対象とする商品役務の具体的な取引態様の実情を捨象して、商標登録要件やその権利範囲を論ずることはできないから、採用できない。

(4) 被告標章の由来及び原告と被告の関係等

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によると、次の事実を認めることができる。

ア 被告代表者P1が代表取締役を務めていた株式会社ミズホ・ヌードルは、平成6年ころから（ただし、取引書類の上で確認できるのは、平成12年ころから。乙3の1参照）、上記中華麺に「南京町ラーメン」や「南京町冷麺」の標章を付して販売等をしていた。

その後、上記株式会社ミズホ・ヌードルは、株式会社ミズホ・フーズコーポレーションと商号を変更した後、上記中華麺の販売等の事業を、平成18年12月に設立された被告に事業譲渡し、被告が右事業上の地位を承継する

こととなった（乙3の1ないし21，20，22，被告代表者本人）。

その後の平成20年6月17日，被告が被告登録商標を出願し，同年9月19日，その登録を得たことは，前提事実記載のとおりである。

イ 上記株式会社ミズホ・ヌードルは，長年にわたって原告の組合員であったところ（争いがない。），被告は，上記の事業の譲受の事実それ自体は，取引先には通知したものの，原告に告知等することはなかった。もっとも，平成21年3月から脱退までの原告に対する賦課金（組合費）の納入や，原告の本件規約を議決した平成21年8月28日の通常総会における議決権行使の委任は，被告（神戸瑞穂本舗株式会社）名義で行われ，原告も，平成25年12月16日の本件口頭弁論期日まで，これに特段の異議を述べることはなかった（甲18，113，被告代表者本人及び弁論の全趣旨）。

(5) 被告標章の構成及び使用態様（甲8ないし10（枝番を含む））

被告は，その製造（ライセンス製造を含む），販売する中華麺（家庭において調理する生麺）又はこれを生協において販売する際の案内に，被告標章を付している（なお，被告標章5は，広告媒体において，上記中華麺の特徴を「神戸中華街「南京町」に伝わる冷麺です」と文章で記述したにすぎず，標章の商標としての使用に該当しないから，類否を論ずるまでもなく，理由がない。）。被告標章の構成及び要部は次のとおりである。

ア 外観

被告標章1は，「南京町冷麺」，同2は「神戸南京町れーめん」，同3，4は「南京町冷麺」，同6は「南京町生冷麺」の字を，一般的な書体である隷書体調，ないし（丸）ゴシック体調の漢字ないし平仮名で縦又は横書きに均一に記したものであり，そのデザインに特徴的な部分は認められない。

（被告標章1には，平仮名で「なんきんまち れーめん」との添字がされているが，これも読み方を示す以上のものではない。）

イ 称呼

被告標章1，3及び4は，「なんきんまちれいめん」，同2は，「こうべなんきんまちれいめん」，同6は「なんきんまちなまれいめん」の称呼を生ずる。

ウ 観念

前記(2)イのとおり，「南京町」が，中国人街，ないし神戸の中華街を示す一般名称であり，「冷麺」は，冷やして食する（中華風，ないし朝鮮半島を含め大陸由来の）麺類を指す（なお，西日本においては，いわゆる「冷やし中華」が「冷麺」と称されることは公知の事実には属するところ，被告商品も，このタイプの食品であると認められる。）から，被告商品の需要者と想定される一般消費者が，被告標章に接した場合，「神戸の中国人街（南京町と称される区域）に何らかのゆかりがある冷麺（冷やし中華）」程度の観念を生ずる。

エ 被告標章の要部について

被告標章は、「(神戸)南京町」と、「冷麺」「れーめん」「生冷麺」をそれぞれ組み合わせたものといえ、外観上いずれかの部分に特徴的な区分は認められず、観念上も、「冷麺」は、商品そのものの名称であるが、「(神戸)南京町」の部分も、前述のとおり単に神戸市中央区の元町通と栄町通の区域(いわゆる中華街)を指称する一般的な名称であるから、結局一般的な名称の組み合わせにすぎず、いずれの部分にも独立した出所識別機能があるとは認められない。したがって、被告標章において、「南京町」の部分が独立して要部となることはないというべきである。

なお、上記のとおり、被告標章はそれ自体としてはほとんど出所識別機能を有しない反面、被告商品(甲8)及びその広告(甲9)には、被告の商号が明記されており、これらが出所識別標識として機能するものと言わざるを得ない。

(6) 類否判断

上記を前提として、被告標章と原告商標を対比すると、「南京町」という、一部共通する部分がある称呼、観念を合わせ考えても、同部分は被告標章の要部とはいえない上、被告標章が、いずれも標準的な字体で構成され、原告商標の出所識別機能を果たす特徴的な字体(ロゴ)を想起、感得させるようなデザインがされていない以上、需要者である一般消費者において、被告商品の出所が原告であると誤認混同するおそれはないといわざるを得ず、結局、原告商標と被告標章はいずれも類似しないというべきである。

結 論

以上の次第で、原告の請求はその余の点を判断するまでもなくいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。(原告の平成25年4月9日付け文書提出命令申立て(平成25年(モ)第579号)は、提出を命ずる必要がないので、これを却下する。)

【論 説】

1. 本事件は商標権侵害事件であるが、結局、原告が保護を認めた本件登録商標の構成態様が、単純に神戸市における「南京町」という町名を表示しているのではなく、全体を毛筆体で手書きした「南京町」という文字書体から構成されている点にのみ標章としての特徴を認め、指定商品・役務との関係で他商品・役務の識別力を有するものであるから商標登録されたものである、と裁判所が認定したことが前提事実となっている。

これに対し、被告の使用商標に係る標章1～6は、すべて一般的な書体の隷書体調ないし丸ゴシック体調で表示しているものであり、特にデザイン上の特徴のある書体から成る外観のものではないから、裁判所は、この中の「南京町」の文字書体と本件登録商標の「南京町」の文字書体とを対比して、一般消費者は被告商品の出所を、原告であるとは誤認混同するおそれはないと認定し、

両商標はいずれも類似しないと判断したのである。

2. ところで、神戸市内には「南京町」という実名称の町があるわけではなく、中央区元町通り栄町通りの区域が、そのように観念されていると裁判所が認定したのは、これが裁判所においても顕著な事実といえるからであろう。

すると、「南京町」という地名は当該市の行政区画上の地名と同等の地位を有することになるから、商標法3条1項3号に該当するともいえるかも知れないが、裁判所はその点を善解するとともに本件登録商標が保護される商標の類似範囲は、本件標章の文字書体から成るものに限ることを説示していると解することができるのである。

しかし、それにしても商標の類否判断においては、きわめて微妙な案件であるといえる。

3. 被告自身も登録商標第516727号に係る商標権を有している者であるが、その標章態様から成る商標を使用しているか否かについては、判決文からは不明である。

なお、本件登録商標の出願日と登録日は、被告の前記登録商標のそれらに近接していることは不思議なことであり、裁判前にいろいろ問題があったのだろうか。

[牛木 理一]

〔別紙〕

被告標章目録

被告標章1 ただし、背景や文字色は問わない



被告標章2 ただし、背景や文字色は問わない



被告標章3 ただし、背景や文字色は問わない



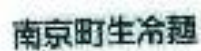
被告標章4 ただし、背景や文字色は問わない



被告標章5 ただし、背景や文字色は問わない



被告標章6 ただし、背景や文字色は問わない



(111) 商 標 第4020808号

(151) 登 録 日 平成9年(1997)7月4日

(540)

南京町

(450) 発 行 日 平成 9 年(1997) 9 月11日

(210) 出願番号 商願平 6 -24570

(220) 出 願 日 平成 6 年(1994) 3 月11日

(732) 商標権者 南京町商店街振興組合

兵庫県神戸市中央区栄町通 1 丁目 3 番18号

(740) 代 理 人 弁理士 高田 隆行

(500) 商品及び役務の区分の数 1

(511)(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

41 娯楽施設の提供, 演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営

審査官 山本 敦子

〔原告の登録商標〕

- (190) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(450) 【発行日】平成23年8月30日(2011.8.30)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第5428267号(T5428267)
(151) 【登録日】平成23年7月29日(2011.7.29)
(540) 【登録商標】

南京町

- (500) 【商品及び役務の区分の数】1
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第9類 自動販売機, 電気通信機械器具(携帯電話機用ストラップを含む), 眼鏡, 家庭用テレビゲームおもちゃ, 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, レコード, メトロノーム, 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル, 映写フィルム, スライドフィルム, スライドフィルム用マウント, インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, 電子出版物

【国際分類第9版】

- (210) 【出願番号】商願2010-47187(T2010-47187)
(220) 【出願日】平成22年6月15日(2010.6.15)
(732) 【商標権者】

【識別番号】508075421

【氏名又は名称】南京町商店街振興組合

【住所又は居所】兵庫県神戸市中央区栄町通1丁目3番18号

(740) 【代理人】

【識別番号】100133640

【弁理士】

【氏名又は名称】井野邊 陽

(740) 【代理人】

【識別番号】100117204

【弁理士】

【氏名又は名称】岩田 徳哉

【法区分】平成18年改正

【審査官】富澤 美加

(561) 【称呼(参考情報)】ナンキンマチ

【検索用文字商標(参考情報)】南京町

【類似群コード(参考情報)】

第9類 09E21、11B01、23B01、24A01、24E01、26A01、26D01

〔原告の登録商標〕

(190) 【発行国】 日本国特許庁 (JP)

(450) 【発行日】 平成21年2月3日 (2009. 2. 3)

【公報種別】 商標公報

(111) 【登録番号】 商標登録第5193188号 (T5193188)

(151) 【登録日】 平成20年12月26日 (2008. 12. 26)

(540) 【登録商標】

南京町

(500) 【商品及び役務の区分の数】 2

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第30類 茶, 氷, 菓子及びパン, 調味料, 穀物の加工品, ぎょうざ, しゅうまい, 肉まん
じゅう, ハンバーガー, べんとう, 即席菓子のもと

第43類 飲食物の提供

【国際分類第9版】

(210) 【出願番号】 商願2008-18653 (T2008-18653)

(220) 【出願日】 平成20年3月12日 (2008. 3. 12)

(732) 【商標権者】

【識別番号】 508075421

【氏名又は名称】 南京町商店街振興組合

【住所又は居所】 兵庫県神戸市中央区栄町通1丁目3番18号

(740) 【代理人】

【識別番号】 100077931

【弁理士】

【氏名又は名称】 前田 弘

(740) 【代理人】

【氏名又は名称】 篠田 匡暢

(740) 【代理人】

【識別番号】 100133640

【弁理士】

【氏名又は名称】 井野邊 陽

【法区分】 平成18年改正

【審査官】 平松 和雄

(561) 【称呼 (参考情報)】 ナンキンマチ

【検索用文字商標 (参考情報)】 南京町

【類似群コード (参考情報)】

第30類 29A01、29D01、30A01、31A01、31A02、31A03、
31A04、31A05、32F03、32F06、32F09

第43類 42B01

[被告の登録商標]

(190) 【発行国】 日本国特許庁 (JP)

(450) 【発行日】 平成20年10月21日 (2008. 10. 21)

【公報種別】 商標公報

(111) 【登録番号】 商標登録第5167278号 (T5167278)

(151) 【登録日】 平成20年9月19日 (2008. 9. 19)

(541) 【登録商標 (標準文字)】 神戸瑞穂本舗の神戸中華街 南京町ラーメン

(500) 【商品及び役務の区分の数】 1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第30類 中華そばのめん, 中華そばのつゆ, 調理済み中華そば

【国際分類第9版】

(210) 【出願番号】 商願2008-47765 (T2008-47765)

(220) 【出願日】 平成20年6月17日 (2008. 6. 17)

(732) 【商標権者】

【識別番号】 507294443

【氏名又は名称】 神戸瑞穂本舗株式会社

【住所又は居所】 兵庫県神戸市西区北別府二丁目1-1

(740) 【代理人】

【識別番号】 100143362

【弁理士】

【氏名又は名称】 藤本 謙二

【早期審査対象出願】

【法区分】 平成18年改正

【審査官】 福島 昇

(561) 【称呼 (参考情報)】 コーベミズホホンポノコーベチューカガイナンキンマチラーメン、コーベミズホホンポ、コーベミズホ、ミズホホンポ、ミズホ、コーベチューカガイナンキンマチラーメン、チューカガイナンキンマチラーメン、コーベチューカガイ、チューカガイ、ナンキンマチラーメン、ナンキンマチ、コーベラーメン

【検索用文字商標 (参考情報)】 神戸瑞穂本舗の神戸中華街南京町ラーメン

【類似群コード (参考情報)】

第30類 31A02、32F03、32F06